



第194号

発行所 大阪府危険物品協会連合会
 発行人 田宮 呉策
 大阪市西区西長堀北通1丁目
 四つ橋ビル8階
 TEL (531) 9717. 5910
 定価 1部 20円

春の全国火災予防運動

2月28日—3月13日

今年も春の火災予防運動が2月28日から3月13日まで、全国一せいに行われる。

昨年は火災による死者が1,268人と戦後最高を記録した。このため今回の運動の全国一せい実施事項は、焼死者を無くすることを目標に、(1)作業所と併用する住宅の点検。(2)旅館、ホテルにおける避難設備の整備と宿泊者に対する避難経路の案内。(3)就寝前の火の元点検、があげられる。

また、期間の前半は車両、林野火災の防止に重点がおかれて、危険物運搬車両の一せい検査、海上運送船の検査も行われる。

陸上海上で危険物運搬 一せい検査実施

一せい検査は大阪府危険物災害対策連絡協議会（会長大阪府副知事）が主催し、大阪通産局、大阪陸運局、大阪府企画部、民生部、商工部、大阪府警、堺高石消防本部、枚方寝屋川消防本部、近畿海運局、大阪保安監部、大阪市港湾局が参加する。

陸上は2月26日、大阪市大正区大運橋西詰、此花区大阪ガス北港工場前、堺市、出島漁港前、枚方市中小企業団地前で、タンクローリー（移動タンク）他危険物運搬車両の総合一せい取締を実施する。

海上は3月5日大阪港及びその川筋、堺泉北港で危険物を運搬する船舶、端舟、とその附帯港上施設を検査する。

永年勤続職員や消防功労者など

消防表彰、3月12日に

大阪府では3月12日、大阪厚生年金会館で、消防表彰式を行う。

当日表彰をうけるのは、大阪市消防局和田準雄氏ら永年勤続職員34名、永年勤続消防団員27名、太子町消防団など優良消防団、消防団員功労者100名、大嶋利明君（桜塚小学校）ら防火図画入賞者36名と消防功労5団体、8名である。

又当日、叙勅、褒章受賞者に対する記念品の贈呈、消防庁長官表彰の大東市消防本部、消防団など3団体、元茨木市消防本部森本又二氏ら15氏の伝達式もあわせて行われる。

民間功労表彰を受けるのは次のとおり。

- ▷ (自衛消防隊) 三菱金属工業大阪製錬所
- ▷ (防火対象物) ブルスタンダード石油大阪発売所、コクヨ
梯八尾工場
- ▷ (防火協会) 富田林市防火協会、松原市火災予防協会
- ▷ (消防協力者) 東成防火協力会会长黒田暉之助、旭防火
協力会会长沢谷章、東住吉防火協力会会长宮脇栄太郎、
東大阪市西防火協力会会长長林一三郎
- ▷ (危険物取扱主任者) 達阪石油店辻阪芳太郎、セル倉庫
株式会社金森孝、島田石油株式会社高橋誠弘
- △(防火管理者) 株式会社大阪送風機製作所松山賢太郎

運用基準

灯油の供給施設

階層住宅・分散戸へ配管供給

最近、生活環境の合理化が生みとくに冷暖房においては集中冷暖房方式が採用され、集団生活地域への冷暖房、温燃機器を各個に設け、燃料用灯油を総括貯蔵、配管供給する設備があり、消防法による危険物の規制をうけるものが多く、各地で問題となっている。

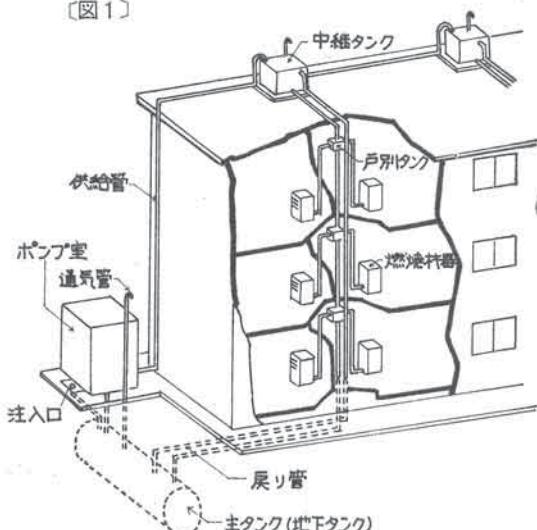
その貯蔵、取扱形態をみると、およそ次の3種に分類される。

(1) 1棟の住宅ごとに灯油を供給する燃料タンクを設け、これからその住宅に設けられている燃焼機器に配管によって灯油を供給するもので、いわゆる家庭ないし小規模住宅におけるセントラルヒーティング方式とよばれるもので、その燃料消費料からみて、一般的に指定数量未満の小量危険物の施設となっている。

(2) 別図1のように、共同住宅又は学校(階層住宅)に灯油を供給する燃料タンクを設け、これから各戸又は、各教室に設けられた燃焼機器に配管によって灯油を供給するものである。

この場合は、供給量からみて、指定数量以上とな

〔図1〕



るケースが多く、当然危険物の規制対象となる。

(3) 別図2のように、一定の地域内にある農家、スキー場の旅館、民宿等に灯油を配管により供給するために設けられる設備(分散需要戸)で、この場合もほとんど規制の対象となる。

これらの場合、政令規制の基準適用についていろいろ問題点が多いので、消防庁予防課では次のような運用基準を定め行政の円滑化をはかることになった。

配管による灯油の供給施設の

設置に関する運用基準

第1 階層住宅等の燃料供給施設

階層住宅等の燃料供給施設については、危険物の規制に関する政令(以下「政令」という)第19条に定める一般取扱所として規制するが、その規制にあたっては、一般取扱所に関する法令の定めにかかわらず、この運用基準により運用するものとする。

なお、配管による燃料供給施設は、その供給形態が開発の段階にあり、今後、この運用基準と異なる設備又は施設の設置方法が出現することが予想されるので、そのような場合には、当庁に照会し、その指示に基づいて指導をされたい。

I 位置、構造及び設備に関する事項

1 設置場所

設置場所は、耐火構造の建築物に限られること。

2 規制範囲

(1) 危険物の一般取扱所として規制する部分は、各戸に灯油を供給するために設けられる灯油を保管する主たるタンク(以下「主タンク」という)、主タンクから各戸の燃焼機器までの間に設けられるタンクのうち燃焼機器に至る最終のタンク(以下「戸別タンク」という)、主タンクと戸別タンクとの間に中継のために設けられるタンク(以下「中継タンク」という)及びこれらの間を結ぶ配管その他の設備(以下「配管設備」という)の全体とすること(例図1-1及び1-2)。なお、戸別タンクから各戸の燃焼機器までの部分(戸別タンクを除く)は火災予防条例に定める火氣使用設備として規制すること(例図1-1及び1-2)。

(2) 規制の範囲は、原則として棟を単位とするが、配管の系統が2以上の棟にわたる場合は、当該配管の系統が及ぶ範囲とすること。

3 取扱最大数量

取扱最大数量は、主タンクの容量の合計をもって算出すること。

4 タンク

- (1) 主タンクは、地盤面下に埋没して設けられるものに限られること。
- (2) 主タンクの位置、構造及び設備は、政令第9条第20号ハによること。
- (3) 主タンクと戸別タンクとの間には、灯油を戸別タンクへ自然の流れに従って供給するための中継タンクを設けること。
- (4) 中継タンクは、次によること。

ア 中継タンクの容量は、500リットル未満とすること。

イ 中継タンクを屋上に設ける場合は、その周囲に灯油がもれたときに、その流出を防止するための防油堤を設けること(例図省略)。

ウ 防油堤の容量は、中継タンクの容量以上の量を収納できるものであること。

エ 防油堤は、鉄筋コンクリートで造り、その中に収納された灯油が当該防油堤の外に流出しない構造であること。

オ 防油堤には、雨水の浸入を防ぐ、不燃材料で作った覆いを設けること。

カ 防油堤の覆いは、堤内のタンクの点検に支障のない構造であること。

ウ 中継タンクを屋内に設ける場合は、タンク専用室に設けることとし、その室のしきいの高さは、中継タンクの容量以上の量を収納するに足る高さとすること。

エ 中継タンクには、灯油の溢流を防止するため、主タンクに接続された専用の戻り管を設けること。

オ 中継タンクの戻り管には、弁を設けないこと。

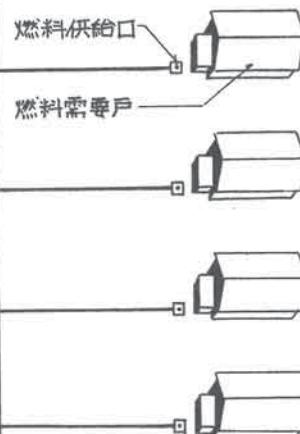
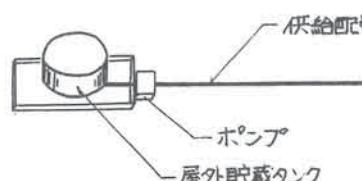
カ 中継タンクは、上記アからオまでによるほか、政令第9条第20号イ又はロによること。ただし、中継タンクの板厚については、容量200リットル以下の中継タンクに限り、厚さ2.3ミリメートル以上の鋼板とすることができる。

(5) 主タンクと各戸の燃焼機器との間には、戸別タンクを設けること。

(6) 戸別タンクは、次によること。

ア 戸別タンクの容量は、30リットル以下とすること。

イ 戸別タンクは、厚さ1.6ミリメートル以上の鋼



板で気密に作ること。

ウ 戸別タンクは、各戸の住居以外の部分から容易に点検できる場所に設けること。

エ 戸別タンクの外面には、さび止めのための塗装をすること。

オ 戸別タンクは地震等の際に容易に転倒しないよう固定すること。

カ 戸別タンクの架台は、不燃材料で造ること。

キ 戸別タンクには、灯油の溢流を防止するため主タンクに接続された専用の戻り管を設けること。ただし、専用の戻り管を設置すると同等の機能をもつ配管を設ける場合は、この限りでない(例図4)。

ク 戸別タンクの戻り管には、弁を設けないこと。

5 配 管

(1) 配管は、鋼管等の金属管とし、さび止めのための処理を施してあること。

(2) 配管の接続部分の点検が容易でない場所に設けられる配管及び主タンクと建築物との連絡部分に設けられる立ち上り配管の接続は、溶接すること。

(3) 配管が建築物の主要構造部を貫通する場合は、その貫通部分に配管の接続部分を設けないこと。

(4) 配管には、見易い箇所に取り扱う危険物の物品名を表示すること。

(5) 上記(4)の表示は、地を幅30センチメートルの黄色とし、文字を黒色とすること。

(6) 戸別タンクに灯油を供給する配管には、戸別タンクごとに緊急の際に容易に灯油の供給を遮断できる弁を設けること。

(7) 戸別タンクに灯油を供給する配管には、上記(6)の

弁を閉鎖することによって当該戸別タンクへ灯油の供給を遮断しない措置が講じられていること（例図省略）。

6 消火設備

- (1) 第5種の消火設備を主タンクには2個以上、中継タンクには1個以上設けること。
- (2) 建築物の各階の階段（屋外の非常階段を除く）の踊り場ごとに、またエレベーターがある場合は、そのホールごとに、戸別タンクに対する第5種の消火設備を1個以上設けること。

7 その他の設備

- (1) 主タンクから戸別タンクへ灯油を供給する系統には、緊急の際、灯油の供給が遮断できる装置（以下「緊急遮断装置」という）を設けること。
- (2) 緊急遮断装置には、見易い箇所に緊急遮断装置である旨を表示した標識を設けること。
- (3) 上記(2)の標識は、幅10センチメートル以上、長さ25センチメートル以上の板とし、その色は、地を赤色、文字を白色とすること。
- (4) 一般取扱所である旨の標識及び防火に関する掲示板は、政令第9条第3号によること。
- (5) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。
- (6) 電動機及び危険物を取り扱う設備のポンプ、弁、接手等は火災予防上支障のない位置に取り付けること。

II その他の事項

1 危険物取扱主任者の立会い

燃料供給施設において、当該施設の維持管理のための点検、修理等を行なう場合は、危険物取扱主任者の立会いを必要とするが、単に自動的に灯油の供給を行なっている間は、その必要はないものであること。

2 予防規程の作成

政令第37条の規定により、予防規程を定めなければならないとされる燃料供給施設以外の燃料供給施設に

あっても、予防規程に準じた規程を作成し、施設の維持管理の実施方法、緊急時の措置等火災予防上必要な事項についてその対策を樹立するよう指導すること。

(注)

注① 1について

位置、構造及び設備が本運用基準に適合する場合は、一般取扱所として許可できるものである。したがって、この場合は、保安距離、保有空地は必要としない。

注② 2(1)について

1 燃料供給施設を設ける建築物について一般取扱所としての許可に係る部分は、主タンク、中継タンク、戸別タンク及び配管設備に限られ、当該建築物全体が一般取扱所となるものではない。

2 戸別タンクは、必ずしも各戸ごとに設けられるものではなく、数戸共用のものもある。

3 配管設備には、配管のほかに、ポンプ、電動機、通気管、消火設備、標識等がある。

4 この燃料供給施設の戸別タンクには、通常、大気圧力をこえる圧力がかからない機構となっているが、万一、圧力がかかる状態で、戸別タンクから燃焼機器に灯油が供給される場合、この圧力変化を考慮していない燃焼機器では異状燃焼を起すことが考えられる。そこで、各戸に設ける燃焼機器はこの圧力上昇による異状燃焼の危険を防止する措置として、燃焼機器自体でその安全性がとられているものを設けるか或は、燃焼機器と戸別タンクとの間に減圧装置を設け、燃焼機器に圧力のかかった灯油が供給されるのを防ぐことができるものとする必要がある。いずれの場合も圧力変化の程度としては、燃焼供給施設を設ける建築物の高さに相当する灯油の落差圧力を考慮すればよい。

注③ 2(2)について

1 1棟の建築物に、主タンクが2基以上設けられている場合は、その主タンクの数に関係なく、その建築物を単位として1の一般取扱所として規制する

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置

防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置

泡・ガス・エアーホーム消火装置

} YMオートアンロック

YM式オートアンロック西日本総括
齊田式救助袋 近畿地区
日本ドライケミカル(株)
ヤマト消火器(株)

} 代理店

株式会社
三和商会
TEL 06 (443) 2456

- 2 主タンクから灯油を供給する配管の系統が1の建築物について2以上ある場合であっても、そのすべての系統を含めて1の一般取扱所として規制する。
- 3 主タンクから灯油を供給する配管の系統が2棟以上の建築物に及ぶ場合は、その系統の及ぶ範囲が1の一般取扱所となる

注④ 4(2)及び(3)カについて

主タンク及び容量200リットルをこえる中継タンクは、政令第8条に定めるタンク検査が必要である。なお、中継タンクの設置個数については、制限はない。

注⑤ 4(4)エについて

- 戻り管は、中継タンクの過剰な灯油の供給を主タンクに戻すために十分な口径をもつものでなければならない。したがって、戻り管の口径は、少なくとも主タンクから供給する配管の口径をこえるものが必要である。
- 戻り管は、戸別タンクに設ける戻り管と共用させることはさしつかえない。

注⑥ 4(6)について

戸別タンクには通気管を設けないことができる。

注⑦ 4(6)ウについて

住居以外の部分から容易に点検できる場所とは、廊下、階段、踊場、ホール等居住者の共通の使用部分に面する場所をいう。

注⑧ 4(5)キについて

戻り管については上記⑤による。

注⑨ 5(1)について

さび止めの処理には、配管に亜鉛びきをしたもの（通称、白管という）、塗装をしたもの等がある。

注⑩ 5(2)について

連絡部分に設ける立ち上り配管とは、配管が建築物内に敷設されるため屋外から建築物内に入る部分をいう。

注⑪ 5(4)について

物品名とは、物品の一般的な名称をいうもので、「灯

油」と記せばよい

注⑫ 5(5)について

配管の地の塗色は、配管に幅30センチメートルの帯状で黄色にするものである。

なお、この表示は、室内にある配管にあっては、点検のために設けた開口部にある配管ごとに、また、屋外にある配管にあっては、見易い箇所に1箇所表示しなければならない。

注⑬ 5(6)について

灯油の供給を遮断できる弁は、手動式のもので足りる。

注⑭ 6(2)について

消火器の設置は階段の踊り場とエレベーターホールが近接している場合は、階段の踊り場に1個設ければよい。

注⑮ 7(1)について

緊急遮断装置は、緊急の際、主タンクから戸別タンクへ灯油を供給するポンプ設備の作動を停止できるものであればよいが、中継タンクから戸別タンクへの灯油の供給も同時に遮断できるものでなければならぬ。

第2 分散需要戸の燃料供給施設

分散需要戸の燃料供給施設については、各需要戸に灯油を供給するために設けられる燃料タンク、当該タンクから各需要戸に灯油を供給するために設けられる燃料供給口までの配管その他これらに附属する設備の全体を政令第11条に定める屋外タンク貯蔵所として屋外タンク貯蔵所に関する法令の定めるところにより規制するが、その位置、構造及び設備のうち、燃料タンクから燃料供給口までの配管については、その埋設箇所、埋設の深さ、埋設箇所の標示、腐食防止の措置、最大使用圧力等に関する運用基準を検討中であるので、具体的な事例が生じた場合は、必ず当庁に照会されたい。

消防ポンプから家庭用消火器まで！

消防機器の総合メーカー

梯子消防車

消防ポンプ車

保険付消火器

クレーン車

森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区腹見町2の33

TEL (751) 1351

営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡

富山・北海道



焼死者激増

府下で早や30名 (1.1~2.19日)

「住宅での逃げ遅れ」が多い

今年になって火災による焼死者が非常に多い。大阪府下でも1月1日から2月19日までに、すでに30名に達し、これは去年の3月末で焼死者30名と比較すると、そのペースは2倍弱となる。

焼死者を伴う火災の概要は次表のとおりで、住宅が殆んどで、焼死にいたった経過をみると逃げおくれが多い。

火災による焼死者調

(45年2月20日現在)

発生日時	場所	火元の業態	死者数	原 因
1月2日	東住吉区	住 宅	1(名)	
1月2日	南 区	住宅兼店舗	1	一酸化炭素中毒死
1月7日	南 区	住宅兼工場	1	
1月7日	東大阪市	病 院	1	ねたばこで全身火傷3度

1月11日	港 区	病 院	1	逃げおくれ
1月12日	東淀川区	工 場 兼 寮	2	逃げおくれ
1月14日	西淀川区	住 宅	1	逃げおくれ
1月14日	北 区	共 同 住 宅	1	
1月15日	池 田 市	病 院	1	ねたばこで全身火傷2度
1月16日	東住吉区	住 宅	2	
1月24日	城 東 区	住 宅	1	逃げおくれ
1月25日	東住吉区	住 宅	1	
1月27日	門 真 市	住 宅	1	全身火傷3度で呼吸不全
1月30日	阿 倍 野 区	住 宅	1	
1月31日	西 成 区	簡 易 宿 泊 所	4	逃げおくれ
2月 2 日	豊 能 郡	住 宅	2	逃げおくれ
2月 6 日	高 楠 市	そ の 他	1	焼身自殺
2月 6 日	西 成 区	住 宅	1	
2月 7 日	浪 速 区	住 宅	1	
2月12日	港 区	車 両	1	車の衝突により全身火傷3度
2月16日	東 大阪 市	住 宅 兼 工 場	1	泥酔により逃げおくれ
2月18日	東 成 区	作 業 場 兼 住 宅	1	逃げおくれ
2月18日	東住吉区	工 場	1	
2月19日	東 大阪 市	住 宅	1	
			30名	

世界主要都市の火災記録 (1967年) 「昭和44年版消防白書」より

都 市 名	人 口 (万人)	火災件数	出火率	死 傷 者 数		出 火 原 因		
				死 者	傷 者	1	2	3
ニューヨーク(アメリカ)	800	91,161	114.0	224	2,348	たばこ	調理関係	火遊び
ロスアンゼルス(〃)	288	25,646	89.0	53	1,795	マッチ	たばこ	パティニア
ヒューストン(〃)	114	13,361	117.2	43	217	放火	たばこ・マッチ	調理用油
ワシントン(〃)	80	9,196	115.0	46	658	たばこ	マッチ	電気関係
サンフランシスコ(〃)	75	15,294	203.9	46	467	芝・ゴミ屑	たばこ	車両
ホノルル(〃)	65	2,692	41.4	7	41	たばこ	ゴミ屑	車両
モントリオール(カナダ)	144	6,199	43.0	19	730	たばこ	電気の短絡	放火
ロンドン(イギリス)	788	32,956	41.8	127	966	火遊び	たばこ・マッチ	ゴミ屑
マンチェスター(〃)	63	5,857	93.0	13	102	火遊び	たばこ	電気配線
パリ(フランス)	625	7,970	12.8	41	151	電気の短絡	たばこ	不明火
ベルリン(ドイツ)	216	3,586	16.6	4	263	マッチ	たばこ	ガス器具
ミラノ(イタリー)	362	2,519	7.0	5	53	電気関係	火花	たばこ・マッチ
ロッテルダム(オランダ)	71	1,682	23.7	2	63	火遊び	車両	油類の過熱
ホンコン	400	3,471	8.7	40	271	たばこ	電気関係	石油ストーブ
東京	1,032	8,286	8.0	89	1,665	たばこ	マッチ	ガスこんろ

最近の通達

給油取扱事務室上階の従業員宿舎について（長野県）

今回図面A-3の如き計画による給油取扱所設置計画の事前合議を受けたが、本件の中で次の事項に疑義が生じたので御教示願います。

記

- 給油取扱所事務室上階（2階、3階）に従業員宿舎等を設置することの可否について、なお、1階との間は水平遮断をし、2階以上の出入口は給油取扱所以外に設ける。
- 1が可とするならば給油取扱所に面し、2階、3階に図面のようなベランダを設け出入できる開口部を設けることの可否についてなお、本件の細部構造、施設は別添図面のとおりである。
- 1が可とするならばLPGスタンド等の設置の位置構造はA-3図のとおりで適当であるか。

（図面省略）

〔44.10.20 消防庁回答〕給油所事務所上階の宿舎については次のとおり回答する。

- 設問の場合は、その設置を認めることはできない。2及び3、1により承知されたい。

〈注〉

昭和35年7月27日付自消乙予発第5号及び昭和37年4月6日付自消丙予発第44号、都道府県消防主管部長あて消防庁予防課長通達による回答のうち、給油取扱所の事務所の直上階に設置する「住居又はその他の事務所等」とは

- 当該給油取扱所の管理者が居住する住居
- 当該給油取扱所の管理者が経営する給油業務に関連した石油事業の事務所

のみに限られるので念のため申し添える。

質 疑 応 答 欄

免状の書換えについて

〔質問〕 私は第6類の免状をもっている者ですが、今回第4類を受験したいと思います。つきましては科目免除を受けるため旧免状を提示すると、住所を変更してその手続きがされてないからその方を先に、とのことですがなぜでしょうか。その理由を説明して下さい。

〔回答〕 免状所有者がそのようなことをいっておられ

ると困ります。

危険物規制の政令第34条に、免状の記載事項（住所、本籍、氏名）に変更を生じたときは、遅滞なく書換申請をしなければならないむね規定されている。もし貴殿がその手続きを怠っていれば、政令違反ということになりますので、まずその手続きをしなければいけないわけです。

様 式 に つ い て

〔質問〕 大阪市内の事業所ですが次の様式が不明で困っています。様式が決まっているのか。その場合はなにに規定されているのか教示されたい。又大阪市で決まっているというタンクの検査合格証明願の様式も大阪市内と郡部とでは違うようですがなんとか統一されないのでしょうか

- | | |
|------------|---------|
| ① 製造所等の休止届 | ② 危険作業届 |
| ③ 設置者の名称変更 | ④ 管理者届 |

〔回答〕 大阪市では「製造所等の休止、再開届」、「製造所等における危険作業届」は大阪市危険物規制規則に定めている。

設置者の名称変更には内容により二通りあります。すなわち法的にA社からB社へ所有権、管理権等の譲渡があった場合は「製造所等の譲渡引渡届」を、又、たんに支店長が転任で変わった等の場合は、大阪市規則で定める「製造所等の設置者、氏名、名称、住所変更届」を提出されたい。

次に「タンクの検査合格証明願」というのは移動タンクの陸運事務所へ提出するところの消防機関の証明書のことだと思います。これについては運輸省の通達で様式が定められていますが、大阪市の場合は他の証明願も兼ねて内規で様式を定めているのでこれよられたい。なお大阪市外の市町村では前述の運輸省通達による様式を使用しているものと思われます。

なお管理者届は過去にありましたましたが現在はありません。

受 験 の 資 格 に つ い て

〔質問〕 ①大阪府下に居住し、兵庫県内へ勤務する者ですが大阪府の主任者試験を受けられますか。②又、現在の会社では取扱経験がありませんが、昭和40年に退職した会社では3年間危険物取扱いの実務に従事しました。この場合どのような証明書が必要でしょうか。

〔回答〕 ①大阪府で受験することができます。

②乙種試験のことと思われますが、6月以上の実務経験を有する者となっているので、現在はともかく、過去にそれだけの経験があればよいことになります。証明は勿論雇主がするもので、あなたの場合は、数年前に退職されたその事業所の事業主の証明があればよい。

受験者4337名
大阪府乙種4類試験近大で
発表：3月10日

大阪府では昭和44年度第4回試験を2月22日、近畿大学で午前、午後の二回に分けて実施した。

受験者は午前の部2,168名、午後の部2,169名計4,337名と非常に多かった。

合格者は3月10日合格者本人宛通知するとともに大阪府消防救助課で受験番号を掲示。

又、府下消防署でも合格者番号を公示する。なお合格者の電話での照会は禁止されている。電話問合せは府連合会(531-9717)にされたい。

大阪府下の次回試験は5月頃の予定。

大型化に改正か

都道府県危険物担当者会議

消防庁は2月5日、6日の両日にわたり、東京都、合同庁舎2号館で、都道府県消防危険物担当者会議を開催した。

席上、移動タンク貯蔵所の構造基準改正の素案が示され都道府県の意見を参考に改正案作成へ具体化する模様である。

タンクローリー技術基準は昭和43年制定後、10年を経過したが、流通機構の改革、産業経済の大型化、道路網の整備等により、昨今業界より大型化が要望される一方、保安基準の整備もあって、危険物関係法令の大改正（別表並に関連法令の改正準備進行中）をまたずに移動タンク技術基準を早急に改正するようである。

改正されるとみられる要点は次のようである。

▷大型化：現行10,000立の容量制限を大型化し、それに伴い防波板規格も検討する。

▷緊急弁の操作統一：緊急弁の操作基準を統一し緊急時の安全対策を強化する。

▷保護わくの設置基準：現行通達を政令化する。

▷接地領の廃止：本邦気象条件その他の理由により保安上その必要性がうすれてきた。

▷鋼板外の材質規格、防波板の厚み規格制定

保安器具／新製品の紹介

掲帶用可燃ガス警報器

今般発売された「北川式可燃ガス警報器FPA30型」は携帯型(700kg)で、次のような特徴がある。

▷ガスの検知は拡散方式で、吸引式と異り吸引ポンプ操作が要らない。▷目盛によるガス検知とともに警報音を発す。▷逆火防止の防爆型である。▷精度は警報設定濃度に対し±0.4%。▷床面近くの空気層を自動的に連続検知できる。

写真はこれを装備したもので、検査員が警報器を携帯しガス検査部を足もとに装備（普通可燃ガスは比重が大きいので、床面近くに滞留するおそれがある）にガス洩れの区域を歩行巡回する。検知ガスが存在すると警報器が鳴るようになっている。



〔取扱店〕ミナト化学薬品保安部(583-0944)



¥ 4,600

ヤマトオートバック

△ 4月1日より軽自動車
にも適応されます △

赤色旗・ABC粉末消火器
非常用信号炎管・信号灯（別価）

ヤマト消火器株式会社

本社・工場 大阪市東成区深江中1の13
TEL (976) 0701